

	<h2>52. 溺者救助章</h2>	★ 考査員認定	
---	--------------------	---------	--

考査細目	考査方法	考査のポイント
(1) 水泳章を有すること。	水泳章の提示	—
(2) 溺者を発見した際、ロープ等を溺者まで正確に届くように投げ得ること。	実演	—
(3) 次のことができること。 ア 順下とび イ 逆あおり泳法 ウ チンプル(あごの確保)	実演	—
(4) 次の方法により、仮想溺者に近接する方法を実演すること。 ア 後方近接法で溺者の背後に近接する イ 潜水近接法で溺者の脚部により、近接する ウ 溺者から抱きつかれたときの離脱方法を知ること(前・後とも)	実演および口述	・ ア～ウの方法および注意点について説明させる。 溺者に接近し救助する際、必ず救助者は抱きつかれる。離脱方法を知らなければ双方溺死にいたるので、ここでよく知る必要がある。
(5) 次の方法により溺者を10m運ぶこと。 ア ヘヤーキャリアの方法で イ クロスチェストの方法で ウ ヘッドキャリアの方法で エ ロープで溺者の胸にまわして背部にもやい結び作り、そのロープをひいて	実演および口述	・ ア～エの方法および注意点について説明させる。

※水辺・水中・水上の活動については、安全器具(ライフジャケット等)が正しく取り扱えること。

※ (3) (4) (5) については、日赤水上安全法救助員養成講習を修了するでもよい。